

委員長の選出について

1 案件説明

青森市健康福祉審議会の委員長は、社会福祉法第10条において「委員の互選による委員長一人を置く」と規定されています。

通常開催の際は、委員の皆様からの御推薦を基に委員長を決定していただいていたところですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和3年第1回青森市健康福祉審議会を書面開催としたため、事務局より委員長案を提案させていただきます。

2 提案内容

次の理由により、青森市健康福祉審議会の委員長として、青森市医師会会長の
きたばたけ しげお
北 畠 滋郎 委員を推薦いたします。

北畠委員は、青森市医師会の会長を務められており、市の地域医療の実情を熟知されているほか、介護老人保健施設、在宅介護支援センター及び医院を開設され、保健、福祉、医療の幅広い分野に関する見識や経験が豊富であります。

このことから、本審議会において広く健康福祉に関する事項を調査審議するに当たり、委員長として適任であると思慮されるため推薦させていただきます。

3 関係資料

(資料2) 青森市健康福祉審議会 委員名簿